

200301174A

平成15年度 厚生労働科学研究費補助金
食品安全確保研究事業

健康保護を目的とした食に関する
リスクコミュニケーションのすすめ方に関する研究

研究報告書

主任研究者 丸井英二（順天堂大学医学部公衆衛生学教室）

目次

研究報告

食に関するリスク情報の伝達と認知に関する研究 ーチェックリストの作成ー	・・・	1
食に関するリスク情報の認知に関する研究 ーB S Eに関する聞き取り調査ー	・・・	31
リスクコミュニケーション実施に伴う消費者の食に関する意識の変化	・・・	39
食品表示をはじめとするリスクマネジメントツールの使用に関する現状把握 ー講演会参加者を対象とした質問紙調査ー	・・・	49
健康保護を目的とした食に関するリスクコミュニケーションの進め方に関する研究 ーリスクコミュニケーション事例としてのアレルギー表示検討会ー	・・・	59
食物アレルギーとその表示に関する現状調査 ー食品衛生監視員を対象としてー	・・・	63
アレルギー表示に関する現状調査 ー食品製造業を対象としてー	・・・	83
アレルギー表示に関する現状調査 ー勉強会参加者を対象としてー	・・・	95
健康保護を目的とした食に関するリスクコミュニケーションの進め方に関する研究 ー検知法の開発と精度管理ー	・・・	131

研究班名簿

平成15年度 厚生労働科学研究補助金(食品安全確保研究事業)
健康保護を目的とした食に関するリスクコミュニケーションの進め方に関する研究

食に関するリスク情報の伝達と認知に関する研究
ーチェックリストの作成ー

主任研究者 丸井英二(順天堂大学医学部公衆衛生学教室)
分担研究者 堀口逸子(順天堂大学医学部公衆衛生学教室)
研究協力者 野村真利香(順天堂大学医学部公衆衛生学教室)

研究要旨

魚介類に含まれる水銀に関しての厚生労働省からの情報媒体および報道、牛せき柱を含む食品に関する厚生労働省からの情報媒体および報道を分析し、正しい情報伝達のために必要な事項の抽出を試みた。抽出方法は、資料をもとにしたメディア関係者、学識経験者、行政関係者など9名からなるグループでのディスカッションによった。その結果、対象別の伝達項目が抽出され、その利用法に関するマニュアルが作成できた。今後は、情報伝達を抽出された項目に沿って行い、社会状況や報道などから伝達項目について検証しなければならない。

A. 目的

平成15年に改正された食品衛生法等において、リスクコミュニケーション規定として国民や住民からの意見聴取の規定が盛り込まれた。またリスクについては行政期待が存在し、行政機関は地域の公益を守る立場として地域全体のリスク管理、リスクに関連する利害関係者間の調整等の役割を担う。従って行政機関による適切なリスク情報の伝達は、リスクコミュニケーション実施にあたり必要不可欠であると考えられる。今回、我々は主として行政機関のリスク情報伝達のあり方について、「食」をテーマとして検討を重ねた。「消費者が正しく情報を認知できる」ために必要な情報伝達項目を抽出したのでそれを報告する。

B. 対象と方法

新聞、テレビ、専門誌のメディア関係者、疫学、

社会学、環境工学などの学識経験者、行政担当者から構成された9名により、資料をもとにしたグループディスカッションである。匿名性を担保することで忌憚ない意見を述べてもらった。

検討では、①厚生労働省から公表された「水銀を含有する魚介類等の摂食に関する注意事項」に係る通知、その後追加として発表されたQ&A、および平成15年6月3日～7月1日に報道された本主題に関する全テレビ報道と同期間内に全国紙主要四紙に掲載された全記事を収集し資料とし、レトロスペクティブに検討した。②BSE問題で、平成15年11月、厚生労働省薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会、次いで食品安全委員会において、牛せき柱を利用した食品、飼料、肥料への使用規制について審議された。その審議会開催前に、「牛せき柱を含む食品」をケーススタディ(a)とし、想定される内容を設定し、どのように情報

伝達すべきか、グループディスカッションを行った。また、実際にケーススタディにおいてマスメディア関係者が記事を作成し、メディア側にどのように認知されるのか検討した。次いでその後厚生労働省から発表された「牛せき柱を含む食品等の管理方法」についての通知文およびQ&A (b)について、(a)と類似した課題として捉え、情報伝達方法などの妥当性について、同じく検討した。一方、マスメディア対応状況として(b)事例発表後の新聞記事およびテレビ報道番組の収集にあたった。各項目の検証には、厚生労働省、農林水産省、食品安全委員会の連盟で出された「国民のみなさまへ」と題された鳥インフルエンザに関する情報を利用した。

C. 結果

討議は1回2時間で行われた。資料は、①テレビ報道 36 件、新聞記事 40 件であった。水俣病と結び付けた報道や、視聴者の不安を煽る伝え方など、マスメディアとリスク情報の特性をふまえた諸問題点が挙げられた。②(b)事例は、マスメディアにおける報道では、新聞夕刊紙に審議結果が多少掲載されたが、牛せき柱を利用した加工食品等の店頭からの撤去などが行われたとの報道はなかった。食におけるリスク情報伝達を考える枠組みとして、(1)情報伝達の対象者として「食品関係の業者向け」「国民・マスメディア向け」「地方自治体向け(厚生労働省からの伝達)」の3つに分類できた。(2)伝達すべき項目は情報伝達の流れに沿って「導入」「根拠」「影響の及び範囲(人)」「原因物質(ハザード)」「対象(物)」「暴露状況」「健康被害」「アクション」までの8項目で、それぞれ下位項目があり全体で28項目となった。ま

た「表現(わかりやすさ・適切さ)」と「情報の出し方」の2項目(下位項目全17項目)が別途抽出された。各対象や内容によって、伝達項目は選択されるとされた。

D. 考察

事例検討として、類似している2事例を想定事例(a)及び実際例(b)として検討できたことは希少であり有意義であったと考えている。今回、「情報(報道)」および「リスク」に関する有識者によるグループディスカッションにおいて、現在の情報伝達側(行政およびマスメディア)の課題が明らかとなり、情報伝達に必要な項目が抽出できたと認識している。これら10項目に沿って、適切に情報が伝達されることにより、風評被害の防止が可能となりえるのではないかと考えた。また同時に、実際にこの項目を利用したリスク情報伝達事例をつくり、評価を行うことが必要である。これらの研究の総合的な成果として、日本の現状にあったリスクコミュニケーションのすすめ方が明らかになると考えている。

E. 結論

正しい情報伝達のためのチェックリストとその使い方マニュアルが作成された。

F. 健康危機情報

G. 研究発表

I. 論文発表

リスクコミュニケーションの第一ステップ

- 正しく情報を伝えるために -

はじめに

リスクコミュニケーションは、参加者の正しい共通の正しい知識に基づき、情報の相互発・受信の場、意見交換がなされ、リスクに対する対処などに関して合意形成がなされていくプロセスと考えられる。そのためには、まず第一に参加者が正しい知識を共有することが必要不可欠である。

知識の共有は、最初に発信される「正しい情報」が広範囲にわたり「正しく伝達」され、そして「正しく認知」されることから始まる。そのため、今回の研究では、「正しく伝達」されることをテーマとし、そのあり方を検討することとなった。

食に関する情報（警告）の最初の発信は、その監督官庁（食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省）からである。しかし、私たち国民は監督官庁から直接ではなくメディアを通じて警告に関する情報を得ている現状である。現在のこのシステムでは、監督官庁からの情報が「正しく伝達」され、メディアから「正しい情報」として「正しく伝達される」ことが重要となる。今回は、現在のシステムを前提として、主として監督官庁である厚生労働省からの情報発信を想定し「正しく情報を伝えるためのあり方」について検討を行い、情報（警告）伝達における必要項目を抽出するに至ったので報告する。

背景

平成 15 年 6 月 3 日に薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会乳肉水産食品・毒性合同部会開催され、魚介類に含まれる水銀に関する安全確保の審議がなされた。同日その結果が、厚生労働省医薬局食品保健部基準課より、「薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会乳肉水産食品・毒性合同部会の検討結果概要等について」として、また同分科会合同部会および厚生労働省名により「水銀を含有する魚介類等の摂食に関する注意事項」が公表された。これを受けて、当日 NHK ニュース 7 での約 2 分 30 秒間にわたる報道を皮切りに、10 日間にわたり 36 本のテレビ番組、また四大紙を中心とした新聞報道では 22 の記事が掲載された。これにより、対象となった魚介類の一部である高級魚「キンメダイ」の消費者の購買行動抑制と価格の下落が起き、風評被害が発生したと考えられた。そのため厚生労働省は注意事項についての正確な理解を目的として、6 月 13 日『「水銀を含有する魚介類等の摂食に関する注意事項」について（Q&A）」を作成し、厚生労働省医薬局食品保健部基準課長名において公表し、母子保健関係部局、水産庁、各都道府県及び関係団体に対して送付した。追ってこの Q&A が厚生労働省ホームページへ掲載された。しかし、13 日以降も引き続きテレビ（11 番組）および新聞（14 記事）によって取り上げられ、新聞においては四ヶ月後の 10 月までこれに関する記事が見られた。（以下「キンメダイ事例」とする）

その後平成 15 年 9 月 4 日に食品安全委員会より「サウロパス・アンドロジナス（いわゆるアマメシバ）」に対する食品健康影響評価結果が厚生労働大臣宛て通知され、翌 5 日薬事・食品審議会より厚生労働大臣にアマメシバに対する販売禁止について答申がなされた。そして 12 日に食品衛生法に基づき官報に販売禁止に関する告示がなされ、その効力が発生した。同日都道府県知事、保健所設置市長、特別区長宛てに、食品安全全部長名による通達が行われた。同時に『「サウロパス・アンドロジナス（別名アマメシバ）を含む粉末剤、錠剤等の剤型の加工食品の販売禁止」の Q&A』

が出された。そして厚生労働省医薬食品局基準審査課新開発食品保健対策室より販売禁止についての食品衛生法第29条の2の2に基づく意見募集がなされた。(以下「アマメシバ事例」とする)

この2つの事例の経験から、最初の情報発信側である厚生労働省(政府)にリスクコミュニケーションの第一ステップとして「正しく情報を伝える」重要性が認識された。

一方、厚生労働科学研究班においても、事例分析の必要性を認めたため、情報伝達のあり方についての検討を開始することとし、検討の場として「食とメディアの研究会」を設置した。

「食とメディアの研究会」概要

研究会の構成メンバーは、メディア関係者4名、研究者4名の8名である。メディア関係者は、これまで十年以上にわたるキャリアを持ち「キンメダイ事例」および「アマメシバ事例」において直接報道を担当した者ではない。研究者は、社会学、栄養学、疫学、リスク学、環境工学、公衆衛生学などの造詣に深い者である。また、検討資料に、研究会運営期間中の食に関する厚生労働省からの情報を充てるため、担当者に出席してもらうこととした。

研究会の役割は、生産・加工業者(作る)、消費者(食べる)、流通販売者(売る)側に対するマスメディアのあり方について検討することであり、具体的には以下の4点である。

- ・研究会の設置中に起こる食に関する報道について、資料を収集する
- ・資料による現状把握を行い、問題点がないか検討する
- ・報道のための「表現」について検討し、まとめる
- ・マスメディアの現状を分析し、改善のための提言をまとめる

検討経過と内容

研究会は5回開催された。

○ 第1回:9月22日

(資料)

- ・キンメダイ事例:厚生労働省通知関連資料、テレビ報道一覧、報道映像資料(CD-ROM)
- ・アマメシバ事例:厚生労働省通知関連資料

(内容)

研究会の目的の確認を行った。監督官庁である厚生労働省からみたキンメダイ事例とアマメシバ事例との違いについて報告があり、「風評被害」防止や法律とその措置との関連から「キンメダイ事例」を分析対象とする旨確認し、映像報道資料をもとに問題点などについてグループディスカッションを行った。

○ 第2回:11月10日

(資料)

- ・リスクとリスクコミュニケーションに関する概要
- ・第1回まとめ
- ・「キンメダイ事例」新聞報道一覧と各記事
- ・宮崎県食品衛生月間消費者意見交換会参加者調査結果
- ・ケーススタディ(事前配布)
- ・BSEに関する聞き取り調査結果
- ・質問紙

- ・ チェックリスト私案（メンバーより）
- ・ 「キンメダイ事例」をテーマとした講演資料（メンバーより）
- ・ ケーススタディの想定報道事例（メンバーより）

(内容)

ケーススタディは「牛せき柱について BSE 感染性が疑われたために審議会においてその使用が全面禁止された」といった内容とし、厚生労働省からどのように情報伝達を行うべきか、検討された。第 2 回研究会開催前にメンバーにケーススタディを配布し、当日数名のメンバーより資料提出があった。厚生労働省担当者を交えて、ケーススタディに関する報道について検討がなされた。また第 1 回検討内容をもとにした情報伝達に必要なと考えられる項目を分析しその結果から開発された質問紙（評価表）を配布した。

○ 第 3 回:12 月 18 日

(資料)

- ・ 第 2 回まとめ
- ・ 「伝達性海綿状脳症に関する食品等の安全確保」に関する厚生労働省通知関連資料、新聞記事
- ・ 『伝達性海綿状脳症に関する食品等の管理方法』に関する Q&A 評価表まとめ

(内容)

第 2 回研究会でケーススタディを検討した後、同年 11 月 14 日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会伝達性海綿状脳症対策部会での審議がなされ、その結果を受けて「伝達性海綿状脳症に関する食品等の安全性確保について」と題する通達が、厚生労働省医薬食品局食品安全部長名にて、都道府県知事、保健所設置市長、特別区長宛てだされた。これと同時に『伝達性海綿状脳症に関する食品等の管理方法』に関する Q&A が厚生労働省より発表されホームページにおいても公開された。「(以下「牛せき柱事例」とする)

資料をもとに「通知文」「Q&A」について評価表の項目などを参考に、グループディスカッションにより評価を行った。

○ 第 4 回:2 月 19 日

(資料)

- ・ チェックリスト（案 1）
- ・ 厚生労働省、農林水産省、独立行政法人国立健康・栄養科学研究所ホームページ

(内容)

これまでの検討内容を分析し、チェックリスト（案）を作成した。それを資料としてチェックリストの改善のため、実際の厚生労働省および農林水産省、食品安全委員会のホームページを見ながらディスカッションを行った。

○ 第 5 回:3 月 19 日

(資料)

- ・ チェックリスト（案 2）
- ・ 「高病原性鳥インフルエンザに関する周知徹底について」（以下「鳥インフル事例」とする）厚生労働省等通知関連資料
- ・ 厚生労働省、農林水産省、食品安全委員会、国立感染症研究所ホームページ

(内容)

チェックリストの有用性の確認を目的として、第 4 回の検討から改善されたチェックリスト（案

2) を基に、厚生労働省等関連省庁から出された「鳥インフル事例」資料に対してチェックを実施した。チェックリスト文の表現など更なる改善点を見出した。

チェックリスト利用に関して

チェックリストは、大きくはその情報の1) 出し方と2) 内容の2領域があり、2) 内容については2) - 1 伝達順と2) - 2 表現に分類される。また、情報伝達の対象を、①通知を想定した「地方自治体向け」、②Q&Aを想定した「業者向け」、③会見などを想定した「国民・マスメディア向け」の3つに分類した。しかし、それぞれ3つの対象について具体的な媒体の議論は十分ではなかったため、今後の検討課題となる。また、使用の際には大項目である1) 2) 両方が、2) においては2) - 1, 2 両方をチェックしなければならない。しかし、1) および、2) - 1, 2 の下位項目については、事例を検討した結果、すべてがチェック対象項目となるわけではないと判断できた。利用に応じたチェック対象下位項目を明確にする必要があり、利用の分類、それに対応するチェック対象下位項目を今後検討しなければならない。

1) 出し方

7項目からなっている。

(発表のタイミング) キンメダイ事例とアマメシバ事例を見ると、「通知」とその通知内容が詳細に理解できる媒体として位置づけられる「Q&A」が出されたタイミングが異なっている。「Q&A」はその名称からは、テーマについて実際の質問が収集されて作成されるものと考えられ、キンメダイ事例においては実際そうであった。通知後の混乱を沈静化させるための「Q&A」であった。しかし、牛せき柱事例については想定される質問をあらかじめ設定し作成していたため通知と同時に発表することができた。審議会の結果によっては「Q&A」は世に出ることがなかったが、リスク管理として、あらかじめ質問を想定し「Q&A」を準備し、通知と同時に出すことが望ましいと考えられた。

(適切な発表者) それぞれの事例において通達を出した側の社会的地位が異なっている。キンメダイ事例では、厚生労働大臣のコメントの映像が多く見受けられ、その映像から重大性を過剰に認識した可能性も否定できない。そのため発表者に配慮する必要がある。

(情報の管理者) 問い合わせ先が記載されていない場合、記載されている(発信されている)内容について理解不十分によって生じると予測できる疑問や不安について対応不可能となり、パニックが引き起こされる可能性が生じる。そのため情報管理者を明言する必要がある。

(資料添付) 記載されている出典資料名などを別のサイトなどから検索していくには不便があり、また検索できない場合も予測できる。そのため、資料の添付が必要である。

(追加体制・作成および改訂日) 「Q&A」があらかじめ想定された質問によって構成された場合(牛せき柱事例)は、よりリニューアルの必要性が発生することが予測される。そのため情報の作成(改訂)された日の記載がされていなければならない。またリニューアル体制についてもあらかじめ明記されていると継続して情報を収集されやすいと予測できる。

(収集された情報) リスク情報は隠さず伝達されるのが前提である。そのため発信の直前に、これまで収集し得られている正しい確かな情報が内容のなかにすべて記載されているかチェックしなければならない。

2) - 1 内容: 伝達順

「伝達順」は、人が容易に情報を正しく認識し知識として身につけていくプロセスとして、必要項目 8 項目とその順番が見出された。それは、「導入」→「根拠」→「影響の及ぶ範囲（人）」→「原因物質」→「対象（物）」→「暴露状況」→「健康被害」→「アクション」である。8 つの項目にはそれぞれ小項目がある。

（導入）キンメダイ事例ではその摂食に注意が必要とされたのは「妊娠中またはその可能性がある女性」であった。事例によっては対象が限定される場合があり、対処すべき人々が誰であるのかを明確にする必要がある。Q & A は内容量が多く、すべて読破するにも負担感が否めない。そのため問題の全体像を短時間に把握できるようにするために、サマリーの記載が必要と考えた。

（根拠）キンメダイ事例は、通知発表直後にはデータが示されておらず、アクセスが困難状況であった。動物実験のデータであっても、データを示しその出典や説明をすることで信頼が得られると考えられる。

（影響の及ぶ範囲）キンメダイ事例など海外での状況報告があったにも関わらず曖昧な情報伝達であった。牛せき柱事例については海外の状況は報告されていた。日本語以外で情報収集をすることができる能力がある国民の割合は多くはないと想像でき、他国での状況をも報告する必要がある。また、牛せき柱事例では日本全国にその影響が及んでいたが、販売地域が限定されていたり、事例によっては影響が及ぶ範囲が限定される可能性がある。

（原因物質）キンメダイ事例においてはハザードとなるものは水銀であった。過去における水銀での健康被害では水俣病が思い出され、テレビ報道でも水俣病の映像が多く利用されていた。しかし、今回のキンメダイ事例での注意が必要とされる水銀量は水俣病の事例とは異なるものであった。そのため、同類の問題との比較が必要である。

（対象物）キンメダイ事例では対象物が魚類を特定して初めて報道された。牛せき柱事例では、それが使用されている食品の形態をすべて列挙することはその種類の多さから不可能であったが、特に人が不安を抱くと予測できた食品については Q & A で対応していた。食品は医薬品と異なり、どこまで製品名を特定して発表できるかという課題を含んでいる。

（暴露状況）キンメダイ事例では、注意すべき摂食量を報道していた。しかし、日本の現状としてどの地域においてどの程度の摂食者数や頻度がこれまでであったのかなどの情報がなく、混乱していた。牛せき柱事例においては、原材料として使用されているため、原材料別にその使用している企業数とその対応状況を示していた。

（健康被害）キンメダイ事例では、想定される健康被害内容の具体的な表現がなかった。そのため情報を得た人がハザードである水銀から想定する健康被害は水俣病の症状となった。またそれを助長するものとしてテレビ映像があった。食品は摂食期間が長いものが多い。そのため現時点での発症と、将来における発症予測と両面を持つ。事例によっては予測される発症までの期間を示し、重ねてその頻度を示す必要がある。牛せき柱事例では、BSE の発症頻度について牛からヒトへの感染ではなくマウスへの感染性を実験レベルにおいて数値で示していた。また最大の健康被害はリスクによる死亡であり、死亡事例がある場合には公表の必要がある。また WHO と FAO による安全な食品の定義のなかで「安全な食品がリスクゼロであることは実現不可能である」とされている。また、リスクゼロを追求するための情報伝達（警告）ではないことから、リスクゼロはないことを記載する必要がある。

（アクション）これまでの順に情報を認識した上で、これまで行政がとった対応策を示した上で、更なる対処方法として、個別に示す。それは、個人および企業という立場からのものである。キンメダ

イ事例においては、個人レベルでの摂食（行動）についての対処方法が記載されていた。牛せき柱事例においては、と畜場での対処方法や企業での対処方法の現状を報告しており、あえて個人レベルでの対応の必要性がないことが読み進めていくなかで理解できた。

2) -2 内容:表現

表現については、わかりやすさと適切さの2つの側面から捉え、それぞれ5項目からなっている。(わかりやすさ) 年齢層に関係なくできるだけ多くの消費者が理解できるよう、表現、用語の統一が必要である。また、情報(警告)発信が官庁であること、また内容が専門的である場合も多いため、法令用語および専門用語の使用には十分に配慮をする必要がある。より理解を深めるために図を積極的に利用し、数値で示すことも必要である。牛せき柱事例では部位などに関して図が多用されており、専門用語だけではわかり辛かったと思われる回答がわかりやすくなっていた。リスクコミュニケーションにおいて情報の送り手と受け手で表現の好みが異なり、受け手としては数量表現で伝え受けるのを好む傾向が報告されている。牛せき柱事例では、随所に数字によって回答が示されていた。

(適切さ) キンメダイ事例においてそのタイトルと内容との整合性が不明確であると考えられた。また魚種を特定した「初めて」の報道であった。「初めて」の問題に対するメディアの反応は敏感であることから、初めての場合には十分に配慮する必要がある。また数行にわたる文は読みづらく理解するのが難しいため文の長さに気をつける必要がある。副詞、形容詞の多用によりあいまい性が高まる。数値で示すことと関連しているが、あいまいな表現をできるだけ避けることが重要である。「等」もあいまい性を含んでおり、その使用方法に配慮しなければならない。牛せき柱事例での通知文タイトル「伝達性海綿状脳症に関する食品等の安全性確保について」に、「等」が使用されており、対象食品が不明確になるとの指摘があった。規制の場合に使用する「等」と、警告で使用する「等」ではその意味が異なり、警告で使用することは不信や曲解、誤解につながる可能性がある。

リスコミチェックリスト

			地方自治体向け	業者向け	国民・マスメディア向け	
情報の出し方			今回の発表のタイミングは適切か			
			発表者は適任であるか			
			情報の管理者がいるか(問合せ先の明記)			
			資料(審議会出典資料、議事録)が添付されているか			
			新しい情報の追加報告体制について書かれているか			
			作成および改訂日が記載されているか			
			収集された情報が出されているか			
情報の内容	伝達順	導入	誰に向けた情報かが記載されているか			
			発表のサマリーが記載されているか			
			今回の発表の目的が記載されているか			
			発表に至る経緯が記載されているか			
			審議会の議論の内容に関して記載されているか			
			規制の現況が記載されているか			
			現時点における緊急性の程度			
		根拠	データなどの出典が記載されているか			
		影響の及ぶ範囲(人)	WHOとFAOの見解について記載されているか			
			日本国内での警戒範囲はどこか(居住地域と対象)			
		原因物質	プライオリティの程度(同類の問題との比較)			
			ハザードとなるもの			
	対象(物)	対象食品の特定(輸入品を含む)ができるか				
		製品名を公表する必要があるか				
	暴露状況	リスクとなるものの摂取者数				
		リスクとなるものの摂取頻度				
		リスクとなるものの摂取されている分布(時間的・空間的・人口統計学的など)				
	健康被害	どのような健康被害が起こるのか				
		ハザードと健康被害の因果関係				
		過去の発症状況				
		死亡例があったか、否か				
発症までの期間						
今回予測される発症頻度(例:何人に1人か、など)						
「リスクゼロはない」ことが記載されているか						
アクション	具体的な対処方法—個人として何が出来るか					
	具体的な対処方法—企業として何が出来るか					
	これまで行政がとった対応策					
	これから行政がとる対応策					
表現	わかりやすさ	わかりやすい表現で書かれているか				
		用語は統一されているか				
		法令用語は使わないで書かれているか、使用する場合は説明があるか				
		専門用語は使わないで書かれているか、使用する場合は説明があるか				
		図表や数字で表現しているか				
	適切さ	タイトルは適切か				
		文の長さは適切か				
		「初めて」の使い方は適切か				
		「等」の使い方は適切か				
		あいまいな表現(副詞・形容詞の使用)になっていないか				

平成15年6月3日

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会乳肉水産食品・毒性合同部会
(平成15年6月3日開催)の検討結果概要等について

1. 本日開催された薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会乳肉水産食品・毒性合同部会において審議された、魚介類に含まれる水銀に関する安全確保についての審議結果は次のとおりである。

メチル水銀の毒性に関する資料、平成13、14年度厚生労働科学研究や各都道府県において実施された魚介類中の水銀濃度に関するデータ、平成14年度に水産庁が実施したマグロ類の水銀検査結果等に基づき審議された。

その結果、別添のとおり、水銀濃度が高いサメ、メカジキ、キンメダイ、クジラ類の一部(ツチクジラ、バンドウイルカ、コビレゴンドウ、マッコウクジラ)を中心に、妊婦等を対象とした摂食に関する注意事項について取りまとめられた。

なお、妊娠等を除く方々にあつては、すべての魚種について、妊娠等にあつても上記の魚種を除き、現段階では水銀による健康への悪影響が一般に懸念されるようなデータはない。魚介類等は一般に人の健康に有益であり、本日の注意事項が魚介類等の摂食の減少につながらないように正確に理解されることを期待したい。

2. 厚生労働省の対応

母子保健関係部局、水産庁及び各都道府県に対し、妊婦等への指導等、本注意事項の趣旨を周知いただくよう通知した。

また、厚生労働省ホームページに掲載するなど、情報提供に努めていくこととしている。

照会先：厚生労働省医薬局食品保健部
中垣 基準課長
担当：太齊、鶴身(内線 2488、2489)

(別添)

平成15年6月3日

水銀を含有する魚介類等の摂食に関する注意事項

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
乳肉水産食品・毒性合同部会

多くの魚介類等が微量の水銀を含有しているが、一般に低レベルで人の健康に危害を及ぼすレベルではない。魚介類等は、良質なたんぱく質を多く含み、飽和脂肪酸が少なく、不飽和脂肪酸が多く含まれ、また、微量栄養素の摂取源である等、重要な食材である。

しかし、一部の魚介類等では食物連鎖により蓄積することにより、人の健康、特に胎児に影響を及ぼす恐れがある高いレベルの水銀を含有している。

このため、妊娠している方又はその可能性のある方については、魚介類等の摂食について、次のことに注意することが望ましい。

これまで収集されたデータから、バンドウイルカについては、1回 60～80gとして2ヶ月に1回以下、ツチクジラ、コビレゴンドウ、マッコウクジラ及びサメ(筋肉)については、1回 60～80gとして週に1回以下にすることが望ましい。

また、メカジキ、キンメダイについては、1回 60～80gとして週に2回以下にすることが望ましい。

なお、妊娠している方等を除く方々はすべての魚種等について、妊娠している方等にあっても上記の魚種等を除き、現段階では水銀による健康への悪影響が一般に懸念されるようなデータはない。魚介類等は一般に人の健康に有益であり、本日の注意事項が魚介類等の摂食の減少につながらないように正確に理解されることを期待したい。

今後とも、魚介類等の中の水銀濃度及び摂取状況等を把握するとともに、胎児への影響に関する研究等を行い、その結果を踏まえ、今回の摂食に係る注意事項の内容を見直すものとする。

[トップへ](#)

[審議会議事録](#) [報道発表資料](#) [トピックス](#) [厚生労働省ホームページ](#)

平成15年6月5日
厚生労働省

平成15年6月3日に公表した「水銀を含有する魚介類等の 摂食に関する注意事項」について(正しい理解のために)

6月3日(火)、厚生労働省では、薬事・食品衛生審議会乳肉水産食品・毒性合同部会の審議結果に基づき、「水銀を含有する魚介類等の摂食に関する注意事項」を公表しました。同注意事項にも述べているとおり、「魚介類等は一般に人の健康に有益であり」この「注意事項が魚介類等の摂食の減少につながらないように正確に理解」していただくことに資するよう、改めてその概要をお知らせするものです。

まず、今回の注意事項は、「妊娠している方又はその可能性のある方」のみを対象に作成されたもので、子供の方やこれに該当しない成人の方に対しては、「すべての魚種等について、現段階では水銀による健康への悪影響が一般に懸念されるようなデータはない。」とされているので、安心して「一般に人の健康に有益である」魚介類等をバランスの良い食事の重要な要素としてお摂りになれます。

次に、この注意事項の対象である「妊娠されている方」や「その可能性のある方」については、「多くの魚介類が微量の水銀を含有しているが、一般に低レベルで人の健康に危害を及ぼすレベルではない。魚介類等は良質なたんぱく質を多く含み、飽和脂肪酸が少なく、不飽和脂肪酸が多く含まれ、また、微量栄養素の摂取源である等、重要な食材である。」としつつ、「しかし、一部の魚介類では食物連鎖により蓄積することにより、人の健康、特に胎児に影響を及ぼす恐れがあるレベルの水銀を含有している。」との認識から、「妊娠している方又はその可能性のある方については、」次のような「注意をすることが望ましい」とされています。

対象:妊娠されている方又はその可能性のある方

内容:

- (1) 2ヶ月に1回以下(1回60～80gとして):バンドウイルカ
- (2) 1週間に1回以下(1回60～80gとして):
ツチクジラ、コビレゴンドウ、マッコウクジラ及びサメ(筋肉)
- (3) 1週間に2回以下(1回60～80gとして):
メカジキ及びキンメダイ

「なお、上記の魚種等を除き、現段階では水銀による健康への悪影響が一般に懸念されるようなデータはない。魚介類等は一般に人の健康に有益であり、本日の注意事項が魚介類の摂食の減少につながらないように正確に理解されることを期待したい。」とされています。

なお、本注意事項は、約300種、約2,600検体の魚介類等に含まれる水銀の量の調査結果、わが国における魚介類等の摂食状況等を踏まえて検討されたものです。

さらに、「今後とも、魚介類等の中の水銀濃度及び摂取状況等を把握するとともに、胎児への影響に関する研究等を行い、その結果を踏まえ、今回の摂食に係る注意事項の内容を見直すものとする」とされています。

最後に、同部会の報告にもあるとおり、「魚介類等は一般に人の健康に有益であり、この注意事項が魚介類等の摂食の減少につながらないよう」、この「注意事項」を正確にご理解いただくようお願いいたします。

照会先：厚生労働省医薬局食品保健部
中垣 基準課長
担当： 太齊、鶴身(内線 2488、2489)

(参考)

水産物の栄養面での特徴(平成11年度漁業白書より抜粋)

魚介類の脂質には、生活習慣病の予防や脳の発育等に効果がある高度不飽和脂肪酸のエイコサペンタエン酸(EPA)やドコサヘキサエン酸(DHA)が多く含まれることが知られるようになってきている。また、魚介類や海藻類が、カルシウムをはじめとする各種の微量栄養素の重要な摂取源になっていることがあらためて見直されている。

コラム：水産物に含まれる成分と機能

エイコサペンタエン酸(EPA)、ドコサヘキサエン酸(DHA)

魚類、特にいわし、まぐろなど海産魚の脂質に多く含まれる脂肪酸の一種です。血栓を防ぐとともに血中のLDL(悪玉)コレステロール値を低下させ、脳梗塞、心筋梗塞などの血管障害を予防するほか、アレルギー反応を抑制する作用などがあります。さらに、DHAは、脳神経系に高濃度で分布し、情報の伝達をスムーズにするほか、脳の発育や視力の向上に関与しています。

タウリン

たこ、いか、貝、えび、かに類などに多く含まれているアミノ酸の一種です。生活習慣病予防物質として注目されており、動物実験により高血圧の下降、血液中のコレステロールの低下など多くの生理作用が確認されています。

アスタキサンチン

さけ、いくら、たい、えびなどの赤橙色の色素です。ビタミンEを上回る抗酸化作用を持つことが明らかにされており、活性酸素注)の作用による諸疾患を抑制することなどが期待されています。

注：活性酸素：呼吸により体内に取り入れられた酸素がエネルギーを生み出す過程でつくられる他の分子と結合しやすい状態の酸素分子。殺菌、解毒等の作用を持つ一方、老化、発がん、腎障害、動脈硬化、白内障などの促進にかかわる。

(別添：6月3日付け、水銀を含有する魚介類等の摂食に関する注意事項)

新聞各紙による「水銀を含有する魚介類等の摂食に関する注意事項」 関連記事(平成15年6月4日)

キンメダイ、メカジキ摂食、「妊婦、週2回まで」——水銀、胎児に悪影響の恐れ。

2003/06/04, 日本経済新聞 朝刊, 38 ページ, 471 文字

厚生省が注意喚起

厚生労働省は三日、キンメダイとメカジキに含まれる水銀が胎児に悪影響を及ぼす恐れがあるとして、妊娠中か妊娠の可能性のある女性が食べるのは週二回以下にするよう注意喚起した。マッコウクジラやサメ(筋肉)などは週一回以下が望ましいとした。ただ同省は「妊婦以外では危害を及ぼすレベルではない」としている。

同日に開かれた薬事・食品衛生審議会の乳肉水産食品・毒性合同部会がこうした注意事項をまとめた。

注意事項では一回に摂食するこれら魚類などの量を六十一八十グラムと設定。ツチクジラ、コビレゴンドウについては週一回以下、バンドウイルカは二カ月に一回以下にするよう求めた。

自然界に存在する無機水銀は微生物によって有毒なメチル水銀に変化、食物連鎖を通じカジキなどの大型魚やキンメダイなどの深海魚、クジラ類に蓄積する。

今回の調査ではインドマグロ、クロマグロ、メバチマグロはキンメダイやメカジキより水銀濃度が高かった。部会は「マグロは平均摂食量が少ない」として注意喚起の対象外としたが、専門家は「多く食べる場合は注意が必要」と指摘している。

メカジキ・キンメダイ、妊婦は「週2回以下に」 魚の水銀調査

2003/06/04, 朝日新聞 朝刊, 30 ページ, 無, 532 文字

水産物に含まれる水銀の安全性を評価する厚生労働省の薬事・食品衛生審議会の部会は三日、水銀濃度が高い魚介類、クジラ類の摂取を控えるよう、妊婦や妊娠の可能性のある人に呼びかけることを決めた。胎児への健康影響が指摘されているため、メカジキ、キンメダイは週2回以下が望ましいとしている。

日米英の水銀の検査結果と、国内での平均的な摂食量をもとに健康影響を評価した。メカジキから検出されたのはメチル水銀で平均0.71ppm。キンメダイは0.58ppmで、平均的な摂食量の60~80グラムにあてはめると週3回以上で国際機関が定める許容量を超えるおそれがある。

サメの肉やクジラ類のツチクジラ、コビレゴンドウ、マッコウクジラは週一回以下、バンドウイルカは2カ月に1回以下とした。平均0.74~1.08ppmと濃度が高かったマグロ3種も検討されたが、1回あたりの摂食量が20グラム程度と少ないため呼びかけ対象にはならなかった。

厚生省は、都道府県や水産庁に対し妊婦への指導などの注意事項の周知を求める通知を同日出した。一方で、今回呼びかけた以外の魚種や妊婦でない人については「健康への悪影響を懸念するデータはない」とし「一般に魚介類は健康に有益」と冷静な対応を呼びかけている。

など7種に水銀「妊婦は摂食抑制を」—厚生労働省

2003/06/04, 毎日新聞 朝刊, 28 ページ, 403 文字

厚生労働省の薬事・食品衛生審議会乳肉水産食品・毒性合同部会は3日、メカジキやキンメダイなど7種類の魚やクジラ類について「人の健康、特に胎児に影響を及ぼす恐れがある高いレベルの水銀を含んでいる」として、妊婦が食べる際は一定量以下に抑えることが望ましいとする注意事項をまとめた。同省はホームページで情報提供の方針で、国が特定の魚などを指定して摂食指導をするのは初めて。

注意事項はこれまでに行われた魚介類の水銀濃度に関するデータを基に、妊娠かその可能性がある人は▽バンドウイルカは1回60～80グラムとして2カ月に1回以下▽ツチクジラ、コビレゴンドウ、マッコウクジラ、サメ(筋肉)は同週1回以下▽メカジキ、キンメダイは同週2回以下——に摂食を抑えることが望ましいとしている。

合同部会は「魚介類は一般には健康に有益。注意事項に挙げた項目以外に健康への悪影響が懸念されるデータはない」とも指摘した。【須山勉】

メカジキなど7種の魚やクジラ類に水銀「胎児に影響」と摂食指導—厚生労働省

2003/06/04, 毎日新聞 大阪朝刊, 21 ページ, 403 文字

厚生労働省の薬事・食品衛生審議会乳肉水産食品・毒性合同部会は3日、メカジキやキンメダイなど7種類の魚やクジラ類について「人の健康、特に胎児に影響を及ぼす恐れがある高いレベルの水銀を含んでいる」として、妊婦が食べる際は一定量以下に抑えることが望ましいとする注意事項をまとめた。同省はホームページで情報提供の方針で、国が特定の魚などを指定して摂食指導をするのは初めて。注意事項はこれまでに行われた魚介類の水銀濃度に関するデータを基に、妊娠かその可能性がある人は▽バンドウイルカは1回60～80グラムとして2カ月に1回以下▽ツチクジラ、コビレゴンドウ、マッコウクジラ、サメ(筋肉)は同週1回以下▽メカジキ、キンメダイは同週2回以下——に摂食を抑えることが望ましいとしている。

合同部会は「魚介類は一般には健康に有益。注意事項に挙げた項目以外に健康への悪影響が懸念されるデータはない」とも指摘した。【須山勉】

妊婦さん、メカジキ・キンメダイ食べ過ぎご用心「水銀濃度、胎児に影響も」

2003/06/04, 東京読売新聞 朝刊, 1 ページ, 493 文字

◆厚生労働省

メカジキやキンメダイなどに含まれる水銀が、胎児に影響を及ぼす恐れがあるとして、厚生労働省は三日、水銀が高濃度に含まれる計七種類の魚やクジラ類を妊婦が食べ過ぎないように呼びかけることを決めた。厚生労働省が、特定の魚の摂取について注意を促すのは初めて。各都道府県や関係団体などに通知し、周知させる。

厚生労働省は、メカジキやキンメダイは、食事一回当たりの摂取量を六十一～八十グラムとした場合、週に二回以下に抑えるよう求めている。このほか、ツチクジラ、コビレゴンドウ、マッコウクジラ、サメ(筋肉)は、同量で週一回以下、より汚染濃度の高いバンドウイルカは同量で二か月に一回以下にするのが望ましいとしている。同省は「妊婦以外は問題ない」としている。

水銀は、魚類や鯨類の体内に、メチル水銀の形で最も多く蓄積する。中毒になると神経症状を引き起こし、水俣病の原因にもなった。人体には、ほとんどが魚類から取り込まれ、胎児に影響を及ぼす危険性が指摘されている。

イギリスやカナダでは、マグロも食べ過ぎないように指導しているが、同省の審議会は「日本人の平均摂取量からすると問題ない」として、対象外とした。

妊婦さん、メカジキ・キンメダイ食べ過ぎご用心 「水銀濃度、胎児に影響も」

2003/06/04, 東京読売新聞 朝刊, 1 ページ, 493 文字

◆厚労省

メカジキやキンメダイなどに含まれる水銀が、胎児に影響を及ぼす恐れがあるとして、厚生労働省は三日、水銀が高濃度に含まれる計七種類の魚やクジラ類を妊婦が食べ過ぎないように呼びかけることを決めた。厚労省が、特定の魚の摂取について注意を促すのは初めて。各都道府県や関係団体などに通知し、周知させる。

厚労省は、メカジキやキンメダイは、食事一回当たりの摂取量を六十一八十グラムとした場合、週に二回以下に抑えるよう求めている。このほか、ツチクジラ、コビレゴンドウ、マッコウクジラ、サメ(筋肉)は、同量で週一回以下、より汚染濃度の高いバンドウイルカは同量で二か月に一回以下にするのが望ましいとしている。同省は「妊婦以外は問題ない」としている。

水銀は、魚類や鯨類の体内に、メチル水銀の形で最も多く蓄積する。中毒になると神経症状を引き起こし、水俣病の原因にもなった。人体には、ほとんどが魚類から取り込まれ、胎児に影響を及ぼす危険性が指摘されている。

イギリスやカナダでは、マグロも食べ過ぎないように指導しているが、同省の審議会は「日本人の平均摂取量からすると問題ない」として、対象外とした。

キンメダイ／メカジキ 妊婦さん、週3食ご法度 厚労省名指し制限

2003/06/04, 産経新聞 東京朝刊, 29 ページ, 826 文字

■蓄積の水銀、胎児の神経発達に悪影響の恐れ

厚生労働省は三日、妊婦以外はどの魚を食べても健康に影響はないとしたうえで、魚のメカジキやキンメダイに含まれる微量の水銀が胎児に悪影響を及ぼす可能性があるとして、妊婦は食べるのを週二回以下にするよう注意を呼び掛けた。マッコウクジラ、サメなど五種についても、食事制限を求めた。魚などについて具体的な種名を挙げて、注意を呼び掛けるのは初めて。

厚労省によると、いずれも一回の食事量を六十グラムから八十グラムとした上で、メカジキとキンメダイは、週二回以下にすることが望ましいとした。

また、バンドウイルカは人間が食べた際に取り込まれる量(暴露量)がメカジキ以上に多かったとして、二か月に一回以下、ツチクジラ、コビレゴンドウ、マッコウクジラ、サメ(筋肉)の四種は、週に一回以下とするのが望ましいとした。

自然界に存在する水銀は有毒なメチル水銀に変化し、食物連鎖の上位に位置するカジキやクジラに蓄積。メチル水銀は人の体内に取り込まれると水俣病を起こすほか、成人には影響を及ぼさないわずかの量でも胎児の神経発

達に悪影響を与えることが分かっている。

水産庁によると、メカジキは国内では年間約九千六百トンが漁獲されているほか、約一万二千トンを入力。キンメダイは年間約八千トンが漁獲されている。水産庁では「妊婦以外の方が、バランスよく食べる限りは健康への影響はない。正しい情報が伝わるように努めていきたい」としている。

しかし、キンメダイの水揚げ量日本一を誇る静岡県漁業協同組合連合会(JF静岡漁連)は「水銀の不安が消費者の間に広がって、食べてくれなくなると値崩れが起きる。しばらくはだめになるかもしれない。BSE(牛海綿状脳症、狂牛病)のような事態にならないければいいのですが」と頭を抱えている。

また大手スーパーの広報担当者は「まだ何も情報が入っていない」と困惑気味で、「明日以降、情報収集を行わなければならない」と話した。

新聞各紙による「水銀を含有する魚介類等の摂食に関する注意事項」 風評被害関連記事(例)

キンメ漁に大打撃 厚労省「水銀が胎児に悪影響の心配」/千葉

厚生労働省が、キンメダイなどに含まれる水銀が胎児に悪影響を与える心配があると公表したことで、キンメ漁に頼っている銚子市外川地区の漁民が打ち上げ激減による大打撃を受けている。同市漁協(堀井康司組合長)は 9 日、記者会見し、「一般の人へは影響がないことを消費者に積極的にPRしていく」として、対策に乗り出したことを明らかにした。

厚労省の発表は 3 日。テレビ、新聞で報道され、翌4日朝には市場価格が暴落、都内大手スーパーなどから「まったく売れない」などの知らせが入った。同漁協外川支所所属50隻のキンメ漁船(乗組員総数約180人)は同夜からすべて出漁を取りやめた。キンメ祭りを毎年開催し、銚子を代表する魚であるキンメはいまが旬で、市場価格は1キロあたり1100円を超えていた。公表後は、出漁しても採算がとれない700円台まで落ち込んだままという。9日朝、ほぼ1週間ぶりに出漁して通常の約3分の1の、2・6トンの水揚げしたが低価格は変わらなかった。

堀井組合長は「妊婦は週2回以下が望ましいという話が、一般の人にも影響があるように受け取られた。漁民には死活問題だ」と困惑している。同漁協は銚子市水産課の協力を得て、健康に支障がないとするパンフレットを作成して魚箱に入れるとともに、デパートやスーパーを通じて消費を促していく。また独自に、都内の研究機関にキンメの分析を依頼して安全を確認する方針だ。

【写真説明】

「いまが旬。脂がのっておいしい」とPRする漁協婦人部の代表＝銚子市の同市漁協で

2003年6月10日、プレスリリースから7日目、朝日新聞朝刊、35ページ。

キンメダイ風評被害広がる 消費者買い控え、厚労省、対策開始

魚体に含まれる水銀が胎児に悪影響を及ぼすとして、厚生労働省が名前を挙げて、妊婦に接触を週2回以下にするよう発表したキンメダイやメカジキの価格が急落している。消費者の買い控えムードも強く、厚生省は「一般の人にも影響があると誤解されたのでは」と、流通団体に説明に回るなど「風評被害」払拭に追われている。キンメダイの水揚げ量日本一を誇る静岡県下田市。同市場の卸値は、厚労省の好評後の一時期、昨年同時期に比べると二―三割、値が落ちた。佐々木組合長は「値は回復しつつあるが、まだ厳しい。校セ労働省の発表を見る限り、一般の人は食べても何でもないのだが・・・」と言う。下田漁港の昨年の水揚げ量は約二千五百トン、約二十二億円。同市場でキンメダイを扱っている仲買人は「一流の食材として全国に知られるようになってきているだけに、名前を特定されたのはイメージダウン。信頼回復には長く時間がかかるだろう」と話し